

まえがき

埼玉県衛生研究所は、埼玉県における衛生行政の科学的・技術的中核機関として、各種検査、調査研究、感染症などの疫学情報の収集・解析・提供、専門研修の企画・開催等を行っています。

令和2年以来、世界的なパンデミックとなった新型コロナウイルス(SARS-Cov-2)感染症の流行が始まってから、3年が経とうとしています。昨年(令和3年)は、いわゆる「第3波」～「第5波」が認められ、B.1.1.214系統、B.1.1.7系統(アルファ株)、B.1.617.2系統(デルタ株)がそれぞれ流行の主流となりました。埼玉県衛生研究所では、疫学調査から得られる様々な疫学情報とゲノム検査による遺伝子情報をデータベースを用いて各陽性者の発症日ごとに分析し、どの変異株がいつどのように流行しているかに関する情報をわかりやすく提供するよう努めてきました。

今後については、インフルエンザの流行が再開してくる可能性もあり、呼吸器感染症の原因となる他のウイルス等を含め、幅広く動向を注意しながら監視していく必要があるため、引き続き気を引き締めて対応してまいります。

このほか、食中毒等の健康危機事例への対応として、細菌等による食中毒はもとより、自然毒による食中毒の原因究明についても検査体制を強化してきました。植物の種の同定と機器分析による有毒成分の検出の両面で迅速に対応できるよう体制整備に努めてきましたが、令和4年5月には、誤食した植物から有毒成分を検出するとともに、遺伝子解析により誤食した植物の種を同定して食中毒の原因食品を特定し、結果を保健所に還元することができました。また、健康被害を防止するための検査として、健康食品や危険ドラッグの成分検査を実施しています。

地域保健法に基づく地方衛生研究所の専門的な調査研究及び試験検査等の体制整備等が法定化されたところですが、今後も、検査技術の研鑽に努めるとともに、高度な技術に対応できる人材を育成し公衆衛生分野の行政ニーズに応えていく所存です。

本号では、令和3年度における各担当の業務実績や調査研究の実施状況(研究事業報告3編、調査研究1編、資料17編)を収録しました。なお、DX推進のため、本号からは電子版による発行とさせていただきます。参考にさせていただければ幸いです。

令和4年12月

埼玉県衛生研究所

所長 本多 麻夫